

第 13 回 法の下での平等 (3)

4. その他の判例の検討

- 国籍法 3 条 1 項違憲訴訟最高裁判決(最大判平成 20 年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1367 頁)
2008 (平成 20) 年法改正前の国籍法 3 条 1 項は、「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のもの……は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる」と規定していた。すなわち、日本国民父と外国人母との間に生まれ父から認知され父母の婚姻によって嫡出子たる身分を取得した者(準正子)は、日本国籍を取得できるにもかかわらず、日本国民の父と外国人の母との間に生まれ父から認知されたが父母が法律上の婚姻をしていない非嫡出子(非準正子)は、日本国籍を取得できないところ、そのような非準正子らによって、これが憲法 14 条に違反するとして訴えが提起された。
- 非嫡出子相続分規定違憲訴訟最高裁決定(最大決平成 25 年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁)
2013 (平成 25) 年改正前の民法 900 条 4 号は、「子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする」と規定していたところ、その憲法 14 条 1 項適合性が争われた。なお、最高裁判所は、かつて、(1) 法定相続分の規定は、遺言による相続分の指定等がない場合などにおいて、補充的に機能するものであり、相続制度をどのように定めるかは、立法府の合理的な裁量判断に委ねられているが、(3) 民法 900 条 4 号ただし書前段の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、非嫡出子にも法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解されるが、この規定は著しく不合理とはいえず、合理的な立法裁量を逸脱していないとして、その合憲性を確認していた(最大決平成 7 年 7 月 5 日民集 49 卷 7 号 1789 頁)。
- 再婚禁止期間規定違憲訴訟最高裁判決(最大判平成 27 年 12 月 16 日民集 69 卷 8 号 2427 頁)
2016 (平成 28) 年改正前の民法 733 条 1 項は「女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない」と規定していたが、この規定の憲法 14 条 1 項・24 条 2 項適合性が争われた。なお、最高裁判所は、かつて、民法 733 条の立法趣旨が、父性の推定の重複を回避し父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解する(憲法 14 条に違反しない)と判示していた(最判平成 7 年 12 月 5 日判時 1563 号 81 頁)。
- 夫婦同氏制違憲訴訟最高裁判決(最大判平成 27 年 12 月 16 日民集 69 卷 8 号 2586 頁)
原告は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定する民法 750 条の規定が、憲法 14 条 1 項、24 条 1 項・2 項等に違反すると主張し、これらの規定を改廃する立法措置をとらないという立法不作為の違法を理由に、国に対して損害賠償を求めた。

【次回予告】事前に、配布資料「課題研究～法の下の平等とアフーマティブ・アクション」を読んだうえで、必要に応じて、図書館等を利用して資料等を自主的に収集し、小グループ討議において自ら主張する趣旨をまとめておく。

Quiz

Q13-1 夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法第 750 条の規定が、憲法第 13 条の規定に違反するか否かについて判示した最高裁判所の判決（最高裁判所平成 27 年 12 月 16 日大法廷判決、民集 69 卷 8 号 2586 頁）に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 前記判決は、氏名について、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するが、具体的な法制度を離れて、氏に変更されること自体を捉えて直ちに人格権を侵害し、違憲であるか否かを論ずるのは相当ではないとした。
- イ. 前記判決は、氏には、名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義があるとの点を強調して、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って自らの意思に関わりなく氏が改められるとしてもやむを得ないという結論を導いている。
- ウ. 前記判決は、現行の法制度の下における氏の性質等に鑑み、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるといえるとしつつも、結論として、民法第 750 条の規定が憲法第 13 条に違反するとはまではないとした。

Q13-2 日本国民である父親から出生後に認知された子の日本国籍の取得をめぐる国籍法違憲判決（最高裁判所平成 20 年 6 月 4 日大法廷判決、民集 62 卷 6 号 1367 頁）に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 前記判決は、日本国民を血統上の親として出生しながら、日本国籍を生来的に取得できなかった子について、日本国籍を生来的に取得した子よりも日本国籍の取得の要件を加重すべきであるとする立法目的には、法律婚を尊重する観点から合理的な根拠があるとした。
- イ. 前記判決は、日本国民である父親から出生後に認知された子について、父母の婚姻が日本国籍の取得の要件とされている点をして、立法目的との合理的関連性の認められる範囲を著しく超える手段を採用したものであるとした。
- ウ. 前記判決は、婚姻関係にない父母から出生した子について将来にわたって不合理な偏見を生じさせるおそれがあることなどを指摘し、父母の婚姻という事柄をもって日本国籍の取得の要件に区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては慎重に検討することが必要であるとした。